

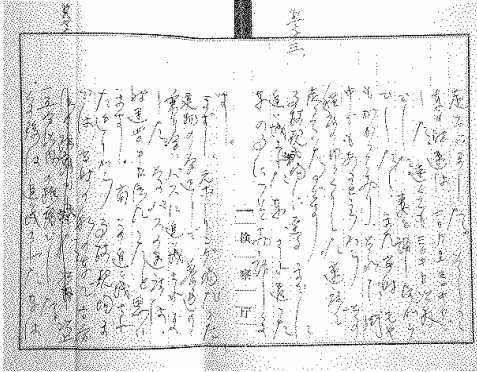
裁判官の無責任を許さない

遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

第52号(控訴審第32)

2001年10月28日(日)



一部が偽造だと考えられる中川検面調書。中央に「検察庁」という文字が印刷されている。

Contents

- ・控訴審弁論要旨 (p.1)
前回の弁論内容を解説
- ・次回弁論のお知らせ (p.8)
次回弁論は 11/28(水) 15:00~
- ・遠藤事件とはこのような事件です (p.9)
事件の概要およびこれまでの経緯
- ・事務局から (p.10)

遠藤国賠とは、無実の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官らを訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

控訴審弁論要旨

今回の弁論は、いつもと違って午前10時半に指定されている。しかもほかの事件の弁論と一緒にである。別事件の関係者の方々(とあとからわかる)と目があり、思わず会釈しちゃう。20分ほど待ち、いよいよ遠藤弁論が始まる。裁判長に促され弁論にたつのは阿部泰雄代理人である。

刑事二審判決の常軌をいった事実認定

刑事二審判決は、一審判決に修正を加えたうえで、同じ結論を出している。

二審判決は、検問警察官が事故の詳しい状況を知らなかったため、タイヤに付着した血痕を見すごしたのだ、という。

刑事二審では、検問警察官 渡辺氏が、検問状況について証言している。渡辺氏は同僚の小野巡查と

もに、「遠藤車両の左右の前輪と後輪に電灯の光をあてて見た」と。もし 19×20 センチメートル大の付着物があつたら、しかも、これが刑事二審判決のいうように被害者の血痕であったのなら、その場で発見されないはずがない。

刑事二審判決は、「日本防火ライト工業における車当り捜査でタイヤの血痕が発見されていたかどうか」の問題について、発見されていた、と積極的に肯定している。二人の警察官が 19×20 センチ大の血液らしいものを現認していったん警察署に戻ったこと、その報告を受けた上司の指示により、再び二人の警察官が防火ライト工業に赴いて確認し、遠藤さんの運転で岩沼警察署に移動させた、というのである。

このような事実認定には合理性がない。というの

は、もし付着物が血痕だとしたら、検問時に発見されないことがあるだろうか、日本防火ライト工業において警察によって証拠保全の措置がとられないことがあるだろうか、...と少し考えただけで次々と疑問がわいてくるからである。

そこで最高裁判決はいう。

「原判決（刑事二審判決）が認定する捜査経過は、それ自体不自然なところがあるといわざるをえない。すなわち、轢き逃げ死亡事件の捜査のために最初に出向いた二人の警察官が被告人車のタイヤに血痕様の付着物を発見しておきながら、二人ともそのまま放置して4キロメートル離れた警察署に帰ったというのも、また二度目に防火ライトを訪れた警察官がその場で証拠保全・採取しようとせず、被告人に運転させて被告人車を4キロメートルも離れた岩沼署まで運んだというのも、不可解というべきであろう。このように見てくると、防火ライトで右後輪付着物が発見されたという原判決の認定には疑問の余地がある。」

まさにそのとおりである。

事故の態様と付着のしかた

刑事二審判決は一審判決と異なり、特に異なる事実認定をした。曰く。

「右後輪外側タイヤの外周寄りの部分が、地上に横たわる状態でいた被害者の額から頭部の前面部分に乗り上げて、その部分の皮膚をはぎとるような形で轢過した。その結果、はがれた皮膚がタイヤ外側にふれて19×20センチメートル大に被害者の血液を付着させた。つまり、皮膚を媒介としてタイヤ外側に血液を付着させた。」

時速40キロメートルの速度で走行する車両のタイヤが、路上に横たわった者の頭部と接触する時間は、100分の5秒である。このような瞬時に一連の「皮膚のはぎ取りとはがれた皮膚によるタイヤへの

血痕の付着」が生じるというのだろうか。これは子供にも分かる道理であろう。

刑事二審の裁判官らは、このような事実認定どおりに本当にそう信じて、控訴棄却の判決を書いたのだろうか。

最高裁判決が指摘するとおり、「被害者は二度、前後輪とて轢過された」という上山鑑定に疑問点はない。だからこそ、検察官も尋問の請求すらしなかった。最高裁は、刑事二審判決をこう批判する。

「その轢過態様の認定において、何らの説明をしないまま、上山鑑定に示されている『被害者はうつぶせ状態の頭部を前後輪で轢過された』との専門的知見を無視している。」

刑事一審以来弁護人は指摘してきた。「上山鑑定から明らかなおとおり、遠藤車両が轢過したとすると、右後輪外側タイヤは被害者の背中に乗り上げて通過することになり、その外側面に血液が付着する余地はない」と。この事実反論できなくなるので、刑事二審は上山鑑定を無視するほかなかった。

付着物の鑑定

「血痕鑑定」については刑事二審判決は、一審判決とほぼ同様の認定をしている。すなわち、「桂鑑定を全面的に信用できる」「船尾鑑定とは検体が異なり検査法の鋭敏度が異なる」「船尾鑑定自体に疑問がある」「横山氏(新潟県警 技術吏員)の鑑定および富谷技術吏員(宮城県警)の検査結果も信用できる」とした。そして、右後輪タイヤ外側面に付着していた血液のようなものは、被害者の血液型と同じO型の人血であるとした各鑑定結果について、これらを信用できるとした。要するに、有罪方向の鑑定はすべて積極的に証拠にしたのである。

しかしながら最高裁判決は、刑事一審以来の控訴人(遠藤さん)らの指摘を全て受け入れた。

「桂鑑定には疑問と不安がある、仮に桂鑑定を完全に採用したとしても、19×20センチ大の付着物のほとんど全てが人血以外のものにすぎ

ない。」

「輪環試験である船尾忠孝鑑定について、二審判決指摘の疑問には船尾教授が一審で明快に説明しているから、二審判決が具体的に何を疑問としているのか判然としないし、船尾鑑定を排斥する理由は何もなし。」

「横山鑑定および富谷技術吏員の検査結果も採用できない。」

「二審判決は、一部における予備試験の検査結果を軽視しているし、予備試験の反応が陽性というだけで血液であるかのような判決をしている、予備試験の意義についての誤解がある。」

最後の「誤解がある」というのは、こういうことだ。船尾鑑定におけるベンチジン試験（血液以外にも広く反応する）が陽性で、フェノールフタレイン試験（血液以外にはほとんど反応しない）が陰性であったという鑑定結果について、ベンチジン試験が陽性というだけで血液であるかのように二審判決は断定していた。血液以外にも反応するのだから血液以外の物質である余地も大いにあるわけだ。それと、フェノールフタレイン試験で陰性を示したということ、これは法医学の常識によれば、およそ血液の可能性がないということである。にもかかわらず、血液だと断定していた。だから「二審判決には予備試験の意義についての誤解がある」というわけである。

このように最高裁に痛烈に批判された。もっとも、これは「誤解」なのだろうか。刑事裁判の途中、弁護人は何度も注意を喚起していた。名だたる裁判官らが誤解したとは思えない。十分理解した上で、あえてわざと...としか思えないのだ。

このように、右後輪付着物が発見されることになった過程、轢過の態様と付着のしかた、血痕鑑定、のいずれからも19×20センチ大付着物が被害者の血液であるとする根拠はまったくなかった。とくに右との問題点については、子供にも容易に理解できることであろう。

「異常走行体験供述」に関する事実認定

刑事二審判決は「異常走行体験供述」についてこういう。

「取調の最中に取調べ官は、人血であるという検査結果を横山技術吏員から電話で受けているから、取調べ官が被告人にウソをついて、供述をだましとったという主張は採用できない。」

この検査結果というのは宮城県警 富谷技術吏員が行ったとされている。が、二転三転した不自然な証言のあと苦し紛れに出てきたものだ。にもかかわらず採用した...。こういう採証法則があるのだろうか？ 最高裁も、富谷吏員の検査なるものには裏付けがない、とまで言いきっている。



事故現場の現在。向かって右側が会津方面。

「被告人の供述内容は轢過時の車両の動きを克明にとらえ、実際に体験したものでなければ言い表せないものであり、不自然なところはない。」

冗談じゃない。右側のほうで引っかければコンパスの原理で、車は右に曲がっていくのだ。供述調書には左に曲がった、と書かれている。誘導によってだまし取ったことが明らかである。

「取調べは身柄不拘束でおこなわれ、二日とも上司が同道して出頭しているなど、調書の内容は被告人の意に反するものであるとはみられない。」

「身柄不拘束で…」？ だからどうだっていうのか。取調べの際、上司が立ち会っていた、とでもいうのだろうか。まったく理由になっていない。

「現場では事故の標識などないのに自ら指示説明していることなどもあわせ考えると、任意性も信用性も認められる」とした。

刑事一審の遠藤さんの証言では、「この辺で衝撃を受けたんだろう…」と脅かして言いなりにしていた実況見分だったことが明らかだ。少なくとも、遠藤さんの証言・供述を照らし合わせれば、怪しい実況見分だと合理的に推測できる。

轢逃げ犯人像との矛盾

控訴人遠藤さんには取調べにいたるまで事故に関与した認識がまったくなかった。

しかし、現場で異常走行したのが本当であったのなら、検問時に警察官から「津川町で轢逃げがあったが知らないか」と聞かれたときや、二日後に出社した際上司から「走行中何かあったのか」と聞かれたときに、異常走行と本件事故との関連性に当然気づくことになるはずである。そして、大いに焦って車を調べ 19×20センチ大の血液を洗い落とし証拠を隠滅していたであろう。

このように、控訴人の事故認識の欠落していることに基づく一連の行動は、現場で衝撃を体験した轢逃げ犯人像とはおよそあいりれない。全くもって筋の通らないことだ。「これはおかしいぞ、遠藤車両はひいてないのでは…？」と誰でもすぐ気づくことになるわけである。

この点、刑事一審最終弁論で弁護人は「被告人の員面調書における最大の矛盾」として論じていた。ところが刑事一審判決は知らんぷりし、これを無視していた。刑事二審は弁護側の意を受け、被告人の挙動と題し、この問題に触れた。しかし…。

「検問で警察官から車体上の痕跡を指摘されるに至らなかったことから、そのまま車を運転して自宅まで帰り、22日朝車を運転して日本防

火ライト工業に当社し、以後警察官によって車両見分、資料採取、事情聴取がなされるに至っているのもあって、右の如き経過に照らせば、この間における被告人の行動、態度の中に人を轢いたかも知れないと思うときにみられる不安な心情が窺われないとか、更に証拠隠滅工作などに及んでいる形跡もみられないからといって、被告人が犯人であることと相容れないというものではない。」

議論はかみ合っていない。わざと論点をはずしている。車体上の痕跡を指摘されればそこで終わりだ。証拠隠滅を云々するまでもない。「津川でひき逃げ事故があったが知らないか？」と聞かれたこと、これが重要なのだ。

タイヤに痕跡があれば、始業点検のときに気がつく。そうでなくとも、防火ライト工業で上司・警察官らと点検したときに気がつくはずである。

いずれにしろ加害者としては途は二つに一つ。証拠隠滅をするか、自主的に警察に出頭するか、どちらかである。遠藤さんの行動は、加害者が通常とるであろう行動としてはおよそ説明しがたいもの、ということになる。要するに、遠藤さんは加害者ではない、と合理的に判断されるのである。二審裁判官が、これに気がつかないはずがない。

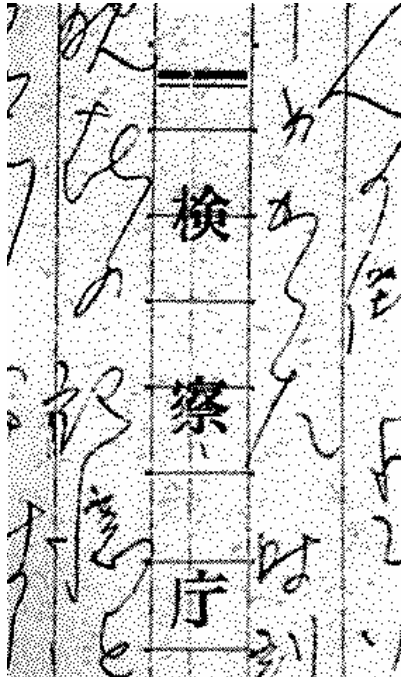
おおむね以上のように阿部代理人は陳述した。そして、中川検面調書の偽造問題に関連して、筆跡鑑定の必要性を説いた。すると裁判所も意見を述べた。やりとりは、おおむね次のとおりである。

阿部代理人：

中川氏が、「私の筆跡でない」といえば、鑑定は不要だった。しかし、「私の筆跡だと思う」とこう言った。したがって、かねて申請していた筆跡鑑定を改めて申請する。

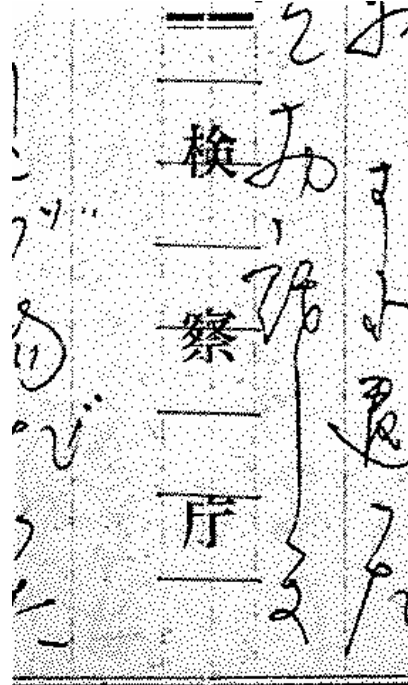
それと、中川検面調書が偽造されたものである証拠を示す。中川検面調書のコピーだが、各用紙の中央下半分に「検察庁」という文字が印刷されている。

その両脇の罫線上におおよそ1センチおきに黒点が打ってある。その点と点とを横に赤線で結んだとき、「検察庁」という文字のどこを横切っているか、をご覧ください。2,3,4枚目と5,6,7枚目とのグループでは、赤線が横切っている部分が1,2ミリずつずれている。要するにこれは、別の時期に作成された用紙、差し替えられた用紙であることを示すものである。



署名の筆跡が似ている似ていないとか、という考え方を述べている、…。

しかし、わが国の伝統では、署名については、印鑑と異なって厳密な意味での「一本人一署名筆跡」ということが社会全体の共通認識とはなっていない。署名が同一の筆跡で行われねばならないという規範、倫理が確立しているとは、思えない。したがって、



中川検面調書の中央下半分の拡大。左が2枚目で、右が5枚目。原稿枠の黒点と、「検察庁」の文字の位置関係が違う。

裁判長：

そうすると赤線を引いてあることに意味があるわけ？一種の説明文書のようなので、甲64号証として、赤線のことを説明して出していただきたい…。

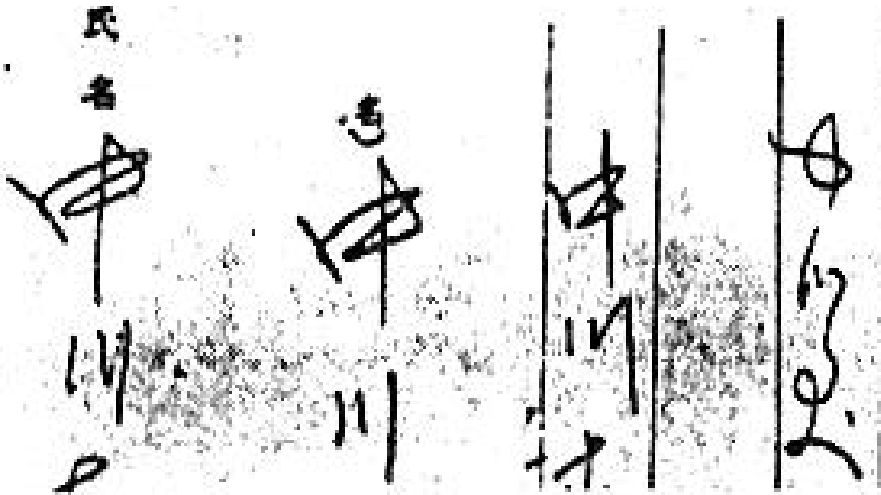
次に、中川丈次さんの筆跡問題について裁判所の見解だが、控訴人代理人(遠藤さん)側のほうの立証の前提は次のようだ。すなわち、同一人の署名というものはその筆跡において同一である。よって、署名の筆跡が同一であるときには、その氏名を記載した者は本人である、という推理が成立する。逆に、筆跡が違つとその氏名を記載した者は別人である、という推理が成立する、ということを前提にして、

ある者が、自分の氏名を記載するとき、複数の筆跡となることあり得る。長い人生、前の筆跡と今の筆跡とがちがってくる、ということもよくあることだ。とすると、筆跡が同一かどうか、でどのようなことが証明されるかということ、同一であれば、せいぜい、それは同一人が記載したものであろうという推論が成り立つだけ、である。異なった場合には、記載した者が別人になるという推論が必ずしも当然には成り立たない。とすると、事実認定の判断として資料になるか疑問がある。

そこで、中川さんの筆跡がなぜ問題になるのかというと、参考人本人に署名させるという取り扱いが

検察官の事務処理規則として確立しているからだ。中川さんに署名させたかどうかが問題になってくる。そうだとすると本件で立証の対象は、中川さんが署名していないこと、あるいは別人が署名していたこと、になる…。

ところが、中川さんが「自分の」だと言っている。その理由について中川さんは、書道の心得があって字の形をかえて書くことができる、とこう言っている。筆跡そのものが似ているかどうかを鑑定してみても、中川さんが署名していないという事実をどこまで認定できるのか、ひじょ～に乏しい。



事件の第一発見者である中川丈史氏の署名。一番右は1977年の検事調書のもので、偽造の可能性が高い。しかし、中川氏は今年7月に行われた証人尋問で、それが自らの署名であると述べた。

もう一つ加えると、筆跡鑑定というものは、いわゆる字と字の筆跡を対比して、運筆などの同一性を全体的に判断する…。そこでの前提は、同一人はあくまで運筆が同一である、ということだろう。その前提に立つからこそ同一性が判断できる、という構造になっている。

しかし、中川さんの場合、運筆が同一であるという証拠はない。むしろそれどころか、中川さんは自分のだと言っている。違う運筆をしていたのだと、はっきり言っている。それなので、従来の筆跡鑑定によるのであれば、同一かどうか判断してみても、はなはだ心もとない…。

阿部代理人：

鑑定に関して裁判所のご意見があったわけだが、…、裁判所のご意見を口頭弁論調書に記載いただけないか。

裁判長：

あ、いや～。それは…。訴訟指揮事項でもなければ、弁論事項でもない(のでダメ)。

環代理人：

裁判所は今、筆跡鑑定の意義・方法について所見

を述べられた。それに対するこちらの反論を書いて…。

裁判長：

それはどうぞ、自信をもって準備されればよい。裁判所がどうこうするということが当事者の立証がどうこうするというのは本来あるべきではない…。

環代理人：

要するに、裁判所が今いったご見解を変更してただかなきゃならないような理由が出てきたとしたら、何度鑑定申請してもダメだという結論にはなりませんわね?!

裁判長：

それはあまり議論したくない...

環代理人：

それはけっこう...

裁判長：

裁判所の考え方を考えるだけでなく、控訴人(遠藤さん)側が立証しようとしていることがその立証テーマとの関係で十分合理的かつ必要がある立証をする、と裁判所は理解している。そういう準備をやめるとか、こうしろああしろとか、いうことはできない...

環代理人：

もちろん。裁判所のこのような筆跡鑑定についてのコンセンサスがあるのかどうか含めて、さらに検討させていただく。

吉永代理人：

今回の進行について、本件原審では国賠の要件として色々述べたあと、著しく不合理な事実認定であるかどうか、そういう点から議論されている。私は刑事記録を見れば著しく不合理であることは一目瞭然であると思っている。なおかつ本件では、一・二審の裁判官は、ひょっとしたら遠藤さんはひいてないんじゃないか、と思いつつあの判決を書いたんじゃないか...こういうふうに思っている。

そこで、次回には、再度一審裁判官の証人申請をする。その必要性について20分ばかりいただきたい。

被控訴人代理人(国側)：

われわれの意見も...。裁判所のほうから進行についてご判断があった。そのご判断にそって肅々と進めていただきたい...。今日ので、原告のほうのご主張は終わり、...。それをふまえてあと2回で終結をめざしたい。次回あるとしたら控訴人(遠藤さん)本人尋問かと...

裁判長：

一つは、今日は控訴人(遠藤さん)側代理人のほうのいわゆる刑事二審裁判の違法論、すみやかに今日終えられるように...。それから今あった物証論・供述論等についても、控訴人側として、刑事事件における捜査段階、公判段階、...の手續における問題について、たびたびかつ詳細に主張が出ている。それをふまえた上でさらに、控訴審の審理として、特に強調し、あるいは補充して述べたいところがあるならば...。それは基本のところはご準備できているはずなので、そんなに時間を要しないだろう、と。

もうひとつ、次回以降...、いわゆる異常走行体験に関する調書をとられたこと、検討のテーマとしては落とせない証拠であったこと、それからすると、本件で国賠の請求原因の基礎となる公務員の故意・過失、その中にこの「異常走行体験供述」に関するものもあろうかと...。本人尋問が必要と考えるならば、もう一期日を入れる。すると3期日必要かと...。しかし、3期日でおしまいであると言ったことはない。逆に3期日は絶対やると言ったつもりもない。一回一回判断して必要があればやる、そういうことだ。

で、今、...、遠藤さんをホントは無罪としたいのにもかわらず、証拠に基づかず有罪判決をしてしまったのではないかという主張、そこまで裁判官の内心にまで踏み込んで今まで弁論しているとは思えなかった。推理なのか、...とにかく、主張されるといふのなら準備書面を出してもらいたい...

吉永代理人：

5月23日付の準備書面について、具体的な事実主張がある。それに対して、被控訴人のほうで認否を次回までにお願ひする。

被控訴人代理人(国側)：

それは、さんざんやった。それなので、必要があればやる。民事の裁判なので、...必要があればやる。民事なので、..約束はできない。

裁判長：

それでは本日の審理は...、次回は10月24日15時からということで...

今回の弁論は、このような形で終了した。なお、次回10月24日の弁論は、遠藤国賠ニュース52号の発行時には、すでに終了しています。

[寅次郎]

次回弁論のお知らせ

次回弁論は

2001年11月28日(水)
午後3時~5時
東京高裁民事9部・809号法廷

です。

場所は、東京高裁民事9部・809号法廷です。

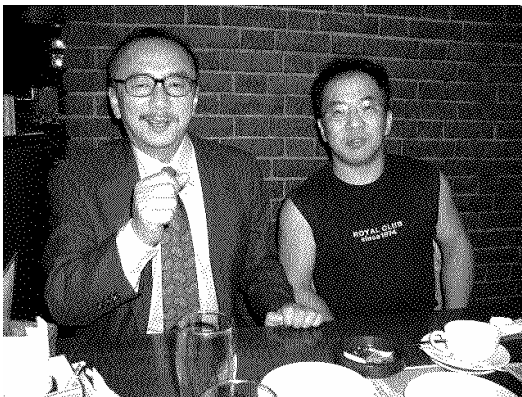
皆さん、傍聴にお越し下さい。弁論終了後、ミーティング及び懇親会を、「天狗・銀座コリドー店」にて行いますので、そちらの方も是非どうぞ。

なお、「天狗」の所在地は、中央区銀座7-108銀座コリドー街 地下1階/電話:03-3572-6340です。



東京高等裁判所(裁判所合同庁舎)

前回の懇親会の様子



当会代表の今井さん(左)と、常連支援者のSさん(右)



飲んで、食べてしている様子。弁論の後はこれに限る。

【遠藤事件とは、このような事件です】

1975年12月20日

午後9時半頃、新潟県蒲原郡津川町の市街地に至る国道で轢き逃げ死亡事故が発生した。遠藤さん(当時トラック運転手、20歳)はその直前、たまたま現場を通過していた。

同12月22日~24日

22日午後になって、遠藤さんのトラックのタイヤに「人血らしいシミ」が警察署で発見されたことから、警察は遠藤さんを轢き逃げ犯人と決めつけたかのように取り調べや見分を進め、犯人と「断定」した。

1977年2月

「業務上過失致死罪」で新潟地裁に起訴された。

1982年9月

「禁錮6月、執行猶予2年」の有罪判決。

この間、裁判官は検察側に有利な証拠ばかりを採用するなど、一貫して検察側寄りの訴訟指揮を行った上、判決においては、問題の「タイヤのシミ」は人血ではない、かつ、そのような位置には付着しえないといった「鑑定」結果を無視、遠藤さんのアリバイにかかわる争点については検察官すら主張していない事実を「認定」し、その存在を否定している。

1983年1月

東京高等裁判所に控訴。

1984年4月

控訴棄却。

普段はあまり感情を表に出さない遠藤さんが、この時はこみ上げる怒りをこらえられず、退廷しようとする裁判官らの背中に向かって「私は轢いていません！裁判所がどう言おうと私は轢いていないのです！」と叫んだ。しかし裁判官はそれに一瞥もせず退廷した。

直ちに上告。

1989年4月

最高裁は一、二審とまったく同じ証拠にもとづき審理した結果、全員一致で「原判決(高裁判決)および第一審判決を破棄する。被告人は無罪」との判決を言い渡した。

判決後の記者会見の席で遠藤さんは「13年間の苦労が涙になって出てきました」と言って涙を流した。

しかし、この無罪判決までには実に13年もの歳月を費やしている。事件発生当時は20歳の青年が、この時すでに34歳になっていた。

遠藤さんは言う。

「これで刑事裁判は終わった。これからは自分の人生を楽しく過ごそうと思いました。失った13年の青春時代をなんとか取り戻そうと思いました。……被告人という肩書を背負って暮らした

13年の辛さは決して忘れることのできない、言葉では言い表せない重圧でした。……(刑事裁判の一、二審は)私を犯人にするための暗黒裁判であったとしか言いようがない。彼らに責任を取らせることが本当の意味での刑事裁判の終わりであり、人を裁く裁判官は自らをも裁くべきであり、責任をとるべきが筋です。」

1991年1月

国および裁判官六名と起訴検察官の個人責任を追及する国家賠償訴訟を提起。

1996年3月

東京地裁民事38部は、「原告(遠藤さん)の請求を棄却する」原告敗訴の判決を言い渡した。

判決では「普通の裁判官の4分の3以上が無罪とするであろう事件について、誤って有罪とした場合には、『著しく不合理な事実認定』であって国家賠償法上「違法」となる(損害賠償責任がある)。しかし、本件ではそれほどの『不合理な事実認定』があったとは言えない。」と述べて、検察官のみならず裁判官をも免責した。

[tommi]

現在、東京高裁民事9部(809号法廷)で控訴審が進行中です。



事務局から

これは読もうと思って『殺人ドライバー』(沼澤章・WAVE出版)を買った。書店からの帰り道、コーヒー飲みながら交通取り締まりに関する部分を拾い読みした。私のようなマニア(笑)からすれば細かな間違いもあるんだけど、言ってることはそのとおり!利権とノルマ消化の取り締まりで事故が減るはずないのである。

前号で331とご報告した私の中性脂肪の検査値(正常値は50~150)はおかげさまで203まで下がったです。最近わりとよく散歩してプロポリスも飲んでるせいか調子が良い。あとは禁煙ガムだね。

[今井亮一]

今回の「事務局から」も、3人だけです。Tommiとカブは、本業が多忙にて、ただいまお休み中です。と言う私も、このところの弁論は欠席続き。皆さんには出席をお願いしながら、自分は欠席するという、誠に申し訳ない状況です。HPの方も、色々とりクエストを頂いているのですが、時間がありません。年内は、遠藤国賠ニュースの電子編集だけでぎりぎりです。本当にすみません。

テレビからは毎日、アフガニスタンでの空爆のニュースが流れてきます。憂鬱で、腹立たしい気持ちです。テロは許されない行為ですが、市民を巻き込んでの報復は、結果として、テロと同じです。

犠牲になるのは市民。殺すのも、

殺されるのも市民。誰のために殺し、殺されるのか。それに対して、為政者は遠くから命令するだけ。対立は彼らの間で作られたものなのに。でも、そんな為政者をのさばらせているのも、やはり市民。軍事的報復をするアメリカ、それを支持する日本の政府に対して、私は反対します。

[ガヴァガイ]

紙面に対するご依頼やご要望を色々な方からいただきます。あれもこれもと思うものの、なかなか紙面に反映できません。ひとえに私の事務処理能力がないせいです。

ところで、私はこの4月から、某地方公共団体のけっこう多忙な職場に異動になっておりました。前の職場がリストラにより消滅したためです。まったく不測の異動だったのですが、事務処理とはこうやるものなのか、と勉強になっています。ですので、近いうちになんとか、当ニュース製作にも反映させたいと...。これって、虫がよすぎますかね。

それとこの職場は、住民の皆様と直接接することがたいへん多いところです。これまで私は何かと行政を皮肉り批判してきたつもりでした。(カゲでこそこそと...?!)ところが今回モロにその批判を受ける立場になりました。なってみて改めてわかったのは、「まったくそのとおり、おっしゃるとおり」という批判もあれば、「そりゃ違うだろう」という批判もある、ということです。(当たり前か)でも私の場合、前者のほうが多くて、頭を下げる回数が

他の職員よりかなり多いような気がします。

この24日、弁論後のミーティングで阿部弁護士が、「行政無謬の原則が、中央地方問わずはびこっている」という意味のことを言っていました。それじゃボクはまちがいはサッサと認めちゃおうと。そういう地方公務員提供員(略して「地方公務員」と世間では呼ぶ)を目指そうかなあ...、と思いました。(ちと、カッコよすぎるなあ)

前号でも申し上げたことですが、当会宛、毎月毎月会費&カンパをいただいております。本当にありがとうございます。

お納めいただいた方の宛名シールには 印とともに納入年月を記載しております。ところが最近、名簿管理ソフト更新の際、納入年月を古いままにしてしまった、のみならず逆に戻してしまったケースがいくつか起こってしまいました。それらの方々にはたいへんご迷惑をおかけいたしました。お詫びいたします。他にもお気づきの方おいでしたら、ご遠慮なくご連絡くださいませ。今後このようなことのないように十分注意いたします。

また、発送作業の現在の体制ですと、会費等をお納めいただいた方にも恐縮ですが、払込用紙を同封させていただく場合がございます。何卒ご容赦くださいますようお願い申しあげます次第です。

[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会
代表：今井亮一(交通ジャーナリスト)
広報：寅次郎(サラリーマン)
事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田5-25-6-201
Tel / Fax : 03-3319-3012
E-Mail : ip2m-sgym@asahi-net.or.jp
会費振込...加入者名：遠藤国家賠償訴訟を支援する会
郵便振替：00150-9-168587
東京三菱銀行：仙川支店/普通預金口座 0460837
年会費：一口1,000円(払込月より1年)